

令和6年度 旭川市地域学校協働活動の推進について【学校を核とした地域づくり】

趣旨：地域と学校との連携・協働体制の整備と持続可能な社会の創り手づくり

- ① **地域学校協働本部を設置**し、学校運営協議会と連携することにより、地域と学校との組織的・継続的な**連携・協働体制を整備**。
- ② **コーディネーターを配置**し、学校と地域のニーズや資源をつなげることにより、**学校と地域の活動を充実**。
- ③ **地域住民等を対象とした研修会を実施**し、地域住民の地域や学校の活動に**主体的に参画する意識を醸成**。

①モデル地域の設定・地域コーディネーターの配置

- ・現モデル地域（R3～R5，3地域）は、**1年延長する**。職員に加え、**地域住民等も地域コーディネーターとして配置**し、1年間職員と一緒にコーディネートすることで、R7からは、地域住民等が中心となってコーディネートできるように支援していく。
- ・地域コーディネーターの確保状況に応じ、**新たなモデル地域（R6～R7）を設定する**。
- ・新たなモデル地域は、職員に加え、**地域住民等も地域コーディネーターとして配置**し、R6は職員、R7は地域住民等が中心となり、**2年間職員と一緒にコーディネート**することで、地域住民等がコーディネートできる体制づくりを行う。
- ・**順次、新たなモデル地域を設定**し、将来的には全市的な展開を目指す。

R6モデル地域 継続：旭川中学校区，神楽中学校区，春光台中学校区
 新規：光陽中学校区，永山中学校区，西神楽中学校区

※モデル地域以外のコーディネートは、統括コーディネーターが相談に応じ、可能であれば対応する。

②コーディネーター研修の実施

- ・地域コーディネーターの養成及びスキルアップを目的とした研修会を実施する。

③地域人材・資源リストの整備

- ・市内の企業や団体、モデル地域の住民等が、子どもたちのためにできることを集めた「**地域人材・資源リスト**」を整備する。



持続可能な社会の創り手（地域の担い手）の育成

どんな地域にしたいか

地域まちづくり推進協議会

- 地域事情に応じた課題の共有や解決に向けた方策について意見交換を行う場
- ◆まちづくり推進プログラムの作成及び精査
理想の地域像，未来の大人像，解決すべき地域課題を設定
- ◆地域学校協働活動本部機能【DO-CAN.net】
「幅広い地域住民や団体等の参画により形成された緩やかなネットワーク」
 - ・地域住民や関係団体への周知協力
サポーター募集案内，活動報告の配布等
 - ・コーディネーターへの情報提供 など
地域の人材や活動などの情報を提供



共通した
目指す姿
方策

地域の考え
を発信

学校の方向性
を共有

参画

どんな学校にしたいか

学校運営協議会（各学校に設置）

- 地域と連携した学校教育について話し合う場
「特別職の地方公務員」
- ◆学校運営の基本方針の承認
「学校が目指していること」が，「地域が目指していること」との違いがないか
これからの学校に求められること【学習指導要領前文より】
一人一人の児童・生徒が次のことをできるようにする
 - ・自分のよさや可能性を認識する
 - ・あらゆる他者を価値ある存在として尊重する
 - ・多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓く
 - ・持続可能な社会の創り手となる

コミュニティ・スクール（CS）
学校運営協議会を設置した学校

課題解決
多様な活動

地域学校協働活動（SCP）

○地域と学校が連携・協働して行う様々な活動



学校と連携・協働する地域の活動

- ◆地域のイベント・祭り，清掃活動，見守り活動など，子どもたちが関わる多様な活動

実行委員会の活動

様々な地域の活動

地域住民・関係団体【サポーター】

地域



連絡

調整

地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）

- 地域学校協働活動の提案
- 学校や地域住民，関係団体等との連絡・調整
- サポーターの募集・確保
- 地域住民への情報提供
- 事務処理や経費処理

地域と連携・協働する学校の教育活動

- ◆授業，総合的な学習の時間，学校行事，部活動・クラブ活動など，地域資源を活用した教育活動

CSの取組

社会に開かれた教育課程の実現

児童・生徒保護者



学校

市民生活部 地域活動推進課
地域まちづくり推進協議会の設置
【子ども 生き生き 未来づくり】
【地域 いきいき 温もりづくり】

社会教育部 社会教育課
地域学校協働活動推進員の配置
地域学校協働活動の推進
【学校を核とした地域づくり】

学校教育部 教育政策課
学校運営協議会の設置
コミュニティ・スクールの推進
【地域とともにある学校づくり】

旭川市における地域学校協働活動の推進体制について

旭川市地域学校協働活動統括本部

【事務局：教育委員会社会教育課】

- ・地域学校協働活動の統括
- ・関係部局との調整
- ・事業関係者の情報交換や資質向上を図る研修の実施
- ・各モデル地域間の連絡・調整
- ・モデル地域以外への啓発

統括コーディネーター
社会教育主事
(社会教育課主幹)



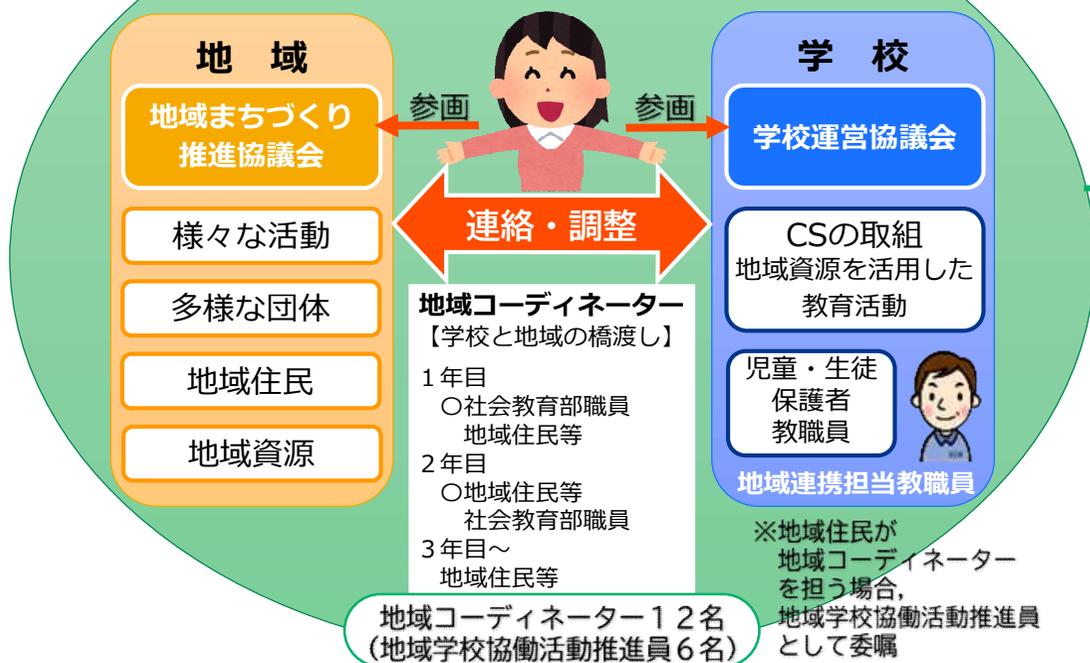
チーフコーディネーター
社会教育部職員



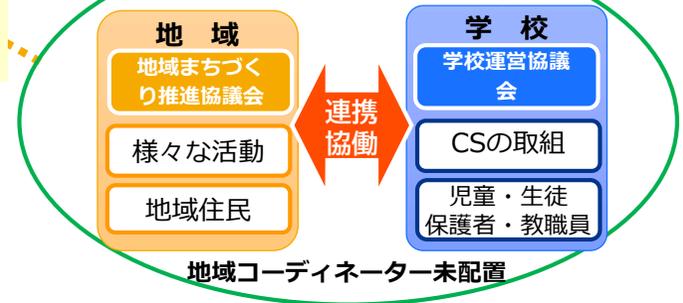
- ・地域コーディネーターの確保状況に応じ、モデル地域（中学校区）を設定する
- ・モデル地域の期間は2年間とし、地域住民等が教育委員会職員と一緒にコーディネートしていくことで、地域住民等がコーディネートできる体制づくりを行う
- ・順次、新たなモデル地域を設定（年3中学校区程度）し、将来的には全市的な展開を目指す
- ・モデル地域に、コーディネーター及び講師の謝金やボランティア保険代等として予算配当する。（モデル地域終了後も配当予定）

モデル地域以外の
コーディネート
統括コーディネーター
が相談に応じ、
可能であれば対応

モデル地域（中学校区）



モデル地域以外



モデル地域	年度	地域コーディネーター
旭川中学校区	R3～6	教育委員会職員 2名
神楽中学校区	R3～6	教育委員会職員 3名
春光台中学校区	R3～6	地域学校協働活動推進員 1名 教育委員会職員 2名
光陽中学校区	R6～7	地域学校協働活動推進員 2名 教育委員会職員 2名
永山中学校区	R6～7	地域学校協働活動推進員 2名 教育委員会職員 2名
西神楽中学校区	R6～7	地域学校協働活動推進員 1名 教育委員会職員 2名

あさひかわ

DO-CAN.net
地域学校協働活動